

浜友観光株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年3月1日～平成29年12月15日まで
2. 内容

目標1：配偶者の出産休暇取得の導入

<対策>

- 平成27年5月～配偶者出産後、男性社員は5日間の出産休暇を取得できる。

目標2：年次有給休暇の取得実施の促進

<対策>

- 平成27年4月～正社員は、業務継承休暇として、年次有給休暇を利用した連続7日間の休暇取得を促進する。

以上